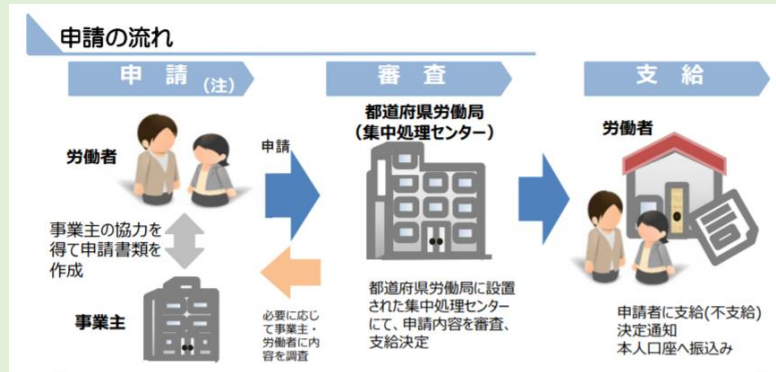


新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html?fbclid=IwAR1NQOxq4gy6iOwGQ6z09J_mxMzFqs3EnqNuFrM1uNSoR7L6XUvzl2dl7X0

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中業企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方について、当該労働者、事業主経由、もしくは代理人等により申請可能です。代理人等が申請する場合は委任状が必要となりますが、代理人が社会保険労務士の場合は必要ありません。



必要書類

- ①支給申請書
- ②支給申請書(続紙)：事業主経由で申請書を提出する場合のみ必要。
- ③支給要件確認書：事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。
事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付
(この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。)
- ④本人確認書類
- ⑤口座確認書類
- ⑥休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの

手続方法

7月10日から郵送での申請受付が開始されました。オンライン申請は準備中です。

- ①労働者本人が郵送で手続きをする場合
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000647832.pdf>
- ②事業主が郵送の手続きをする場合
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000647833.pdf>

Q & A <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646901.pdf>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276

月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

「家賃支援給付金」

- ・7月14日(火)より、申請受付を開始する予定、との告知がありました。
- ・支給要領が明らかになりました。

[申請要領\(中小法人等向け\)原則\(基本編\)\(PDF形式:6,457KB\)](#)

[申請要領\(中小法人等向け\)別冊\(PDF形式:6,698KB\)](#)

[申請要領\(個人事業者等向け\)原則\(基本編\)\(PDF形式:10,582KB\)](#)

[申請要領\(個人事業者等向け\)別冊\(PDF形式:3,261KB\)](#)

過去のニュースレターは世田谷支部のHPで確認できます。